

この「広報ひこね」は48,000部作成し、1部当たりの単価は13円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

「彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業」のお知らせ 住宅のリフォームを市内業者で施工すると 修繕、補修経費の一部を補助します

彦根市では、市民の皆さんが、市内に本社がある法人、または個人の施工業者を利用して、自宅の修繕、補修工事など(住宅リフォーム)を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を始めました。

この制度は、緊急経済対策として、市内産業の活性化と雇用の安定を図るために行う事業です。平成22年3月末日までの期限付きで行います。

対象となる工事

- ① 住宅の修繕、補修工事、模様替え工事(単なる外構工事は除く)
- ② 防犯システム設置とフェンス囲いなどを行う、住宅への防犯機能の付与・強化工事
- ③ 公共下水道への接続にともなう住宅の工事

対象となる住宅

市内の住宅。ただし、事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。併用住宅は、住居部分のみ、マンションなどは専有部分のみが対象です。

補助金額

工事経費の20%で、最高20万円(千円未満は切り捨て)

対象となる人

- ① 次の要件をすべて満たしている人
対象となる住宅に居住しており、その住宅の所有者
- ② 市税や市の各種融資の償還について滞納がない人



③ 対象となる工事について、国・県・市のほかの制度の補助を受けていないこと。

▼ ほかの補助を受けている場合であっても対象外となる工事部分は、補助の対象とします。

▼ 補助を受けられるのは、同一住宅および同一人につき1回限りです。

▼ 対象となる住宅が共有名義などであっても、複数人による申込みはできません。

申込方法

はがきに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、予定工事内容、予定工事費、予定施工業者、予定工事期間を書いて、(商工課)〒522-8500(元町4-2)へ郵送または直接提出してください。

申し込みされた人には、審査の上、2月中旬に交付申請書類を送付します。改めて補助金の交付申請をしていただきます。

※ 申込者が多数の場合、抽選になることがあります。

申込期限 2月2日(月) 午後5時必着

その他

補助金の交付申請には、工事着手前の写真が必要です。工事に入る前に、必ず工事箇所の詳細な写真を撮影してください。

問い合わせ先 (商工課) 22-1411
1番(内線3288)、FAX 24-9676番

表紙の写真

毎年、恒例で行われているしめ飾り。表紙で使用した写真は、平成19年の写真ですが、平成20年のしめ飾りも、12月下旬に行われ、彦根城管理事務所作業員によって天秤櫓の門に取り付けられました。しめ飾りで、彦根城の迎春の準備は全て終わり、新年を迎えます。

今月の納税

市県民税(第4期)
2月2日(月)までに納めましょう

人口と世帯数

平成20年12月1日現在

人口	111,794人 (+ 34)
男	55,070人 (+ 13)
女	56,724人 (+ 21)
世帯数	42,727世帯 (+ 46)

()内は前月との比較



「広報ひこね」は、環境に配慮し再生紙を使用しています。また、揮発性有機化合物の発生を抑えた大豆油インキを使用しています。廃棄する場合には古紙回収に出してください。